

政府からのお知らせ

生活支援

ハンドブック

このハンドブックは、
東日本大震災の被害に
あわれたみなさまをサポート
するための情報冊子です。

5月12日に発行された

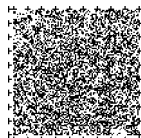
「生活再建・事業再建ハンドブック」

と併せてご活用ください。

平成23年(2011年)6月15日発行

ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

※この冊子は音声コードが各ページに印刷されています。



東日本大震災の発生から、3カ月余りが過ぎました。

発災から約1カ月半後の4月下旬、政府は全16頁の「生活支援ハンドブック」をお届けいたしました。

それからまた1カ月半がたち、被災されたみなさまにとって必要な情報も、移り変わってまいりました。みなさまのこれからの生活に役立つ情報や税金の面からの支援など、大幅に内容を追加した「生活支援ハンドブックVol.2」を、ここに再びお届けします。どうぞ、ご活用ください。

また、みなさまの生活再建や事業再建に向けたお金の面からの支援を内容とする「生活再建・事業再建ハンドブック」も配布しております。あわせてご利用ください。

——政府はいつも、あなたとつながっています。

※この冊子では、4月28日発行の「生活支援ハンドブック」に、以下のような最新情報が加えられています。

心と身体の健康のこと

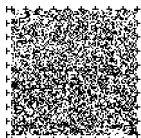
これからの季節の健康対策や、メンタルヘルス、女性や子どもに関する相談事項、連絡先などを追加しました。

住まいのこと

仮設住宅の入居期間延長や、アパート・不動産の無料相談などの情報を追加しました。

おかねのこと

支援金や税金、相続などについてのたいせつなお知らせを追加しました。



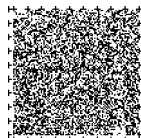
最新の情報、更新した情報には、各項目の見出しに、

新 の印を記載しております。

このハンドブックに記載している情報は6月8日時点のものです。

被災されたみなさまへ

- 4 あなたのための生活支援チェックリスト！
- 5 たいせつなお知らせ
- 8 心と身体の健康のこと
- 16 女性のお悩みのこと
- 17 子どものこと
- 18 住まいのこと
- 22 おかねのこと
- 26 税金のこと
- 30 車のこと
- 32 しごとのこと
- 34 農業のこと
- 36 水産業のこと
- 38 地上デジタル放送の視聴のこと
- 39 規制緩和のこと
- 40 東電福島第一原子力発電所のこと
- 42 法律相談のこと
- 44 たいせつな行政情報
- 46 市町村役場連絡先一覧



あなたのための生活支援チェックリスト!

とてもたいせつな手続きを、いまいちどご確認ください。

チェック

あなたの所在地を、避難先の市区町村へ登録しましたか？

支援金や、あなたの住んでいた町の状況、住民税の減免など、
さまざまな情報をお届けするための大切な登録です。P5をご覧ください。

チェック

防災証明書は、お持ちですか？

義援金の受取を始めとした、さまざまな制度を受ける際に必要です。
お持ちでない方は、お近くの自治体にお問い合わせください。

チェック

被災者生活再建支援金などの申請はお済みですか？

被災の程度に応じた支援金などが受け取れます。
P22-23をご覧ください。

チェック

健康保険証はお持ちですか？

7月1日から、医療機関での保険診療のために必要になります。
P6をご覧ください。

チェック

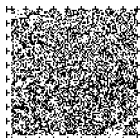
自動車の廃車手続きはお済みですか？

廃車手続きを行わない場合、自動車重量税の還付などが受けられません。
P29-30をご覧ください。

チェック

ご家族を亡くされた被災者の方
「相続放棄」などの申立期限にご注意ください。

多額の借金を抱えたままご家族がお亡くなりになった場合などに、財産を含め債務を受け継がないことができる「相続放棄」などの申立期限が迫っている方がいらっしゃいます。くわしくはP6をご覧ください。



たいせつなお知らせ

全国に避難している東日本大震災被災者のみなさまへ

**避難先の市区町村へ、
あなたの所在地などをお知らせください。**

見舞金、税金の減免・免除などの生活支援に関するたいせつな情報をお届けします。

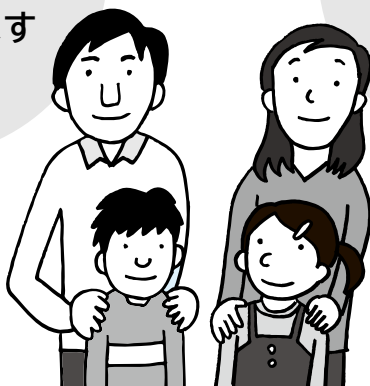
※市区町村によって、届く情報が異なる場合があります。

**支援金や
見舞金**給付の
ご連絡をします

住民税などの、
減免についての
ご連絡をします

震災前に
住んでいた
町の状況を
お伝えします

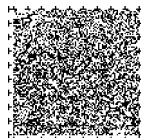
※仮設住宅などの情報も
お知らせします



全国避難者情報システム

5分程度のかんたんなお手続きです。

くわしくは、いまいらっしゃる避難先の
市区町村へお問い合わせください。



たいせつなお知らせ

新 南三陸町、女川町、陸前高田市、大槌町のみなさまへ

震災前に出された出生・死亡・婚姻・離婚などの届出が、震災により戸籍に反映されていない方が一部いらっしゃいます。

平成23年1月下旬(※大槌町は2月下旬)から3月11日(金)までの間に、戸籍の届出(出生・死亡・婚姻・離婚など)をされた方の書面が津波により流出しました。そのため、お心あたりの方は、お手数ですが、以前に書面を提出された自治体の町民税務課までお申し出ください。

■お問い合わせ先 (月～金 9:00～17:00)

宮城県本吉郡南三陸町および同県牡鹿郡女川町について
仙台北法務局民事行政部戸籍課 022-225-5734
岩手県陸前高田市および同県上閉伊郡大槌町について
盛岡地方法務局戸籍課 019-624-9856

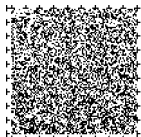
新 平成23年7月1日から健康保険証が必要になります

平成23年7月1日からは、医療機関において、保険診療を受けるには、健康保険証が必要になります。また、医療機関での窓口負担の免除には、原則として免除証明書が必要になります。

健康保険証や免除証明書を取得される場合は、ご加入の保険者(健康保険組合や協会けんぽ、市区町村など)に申請をお願いします。

新 「相続放棄」などの申立期限にご注意ください

多額の借金を抱えたままご家族がお亡くなりになった場合などに、財産を含め債務を受け継がないことができる「相続放棄」などの申立期限が迫っている方がいらっしゃいます。「相続放棄」をするためには、ご家族がお亡くなりになった事実を知るなど、ご自身の相続の開始を知ったときから3カ月以内に、家庭裁判所での手続きが必要です。また、3カ月以内に「相続放棄」をするかどうかの判断ができない場合には、家庭裁判所での手続きで期間を延ばすことも可能です。家庭裁判所で手続きをお願いします。



■お問い合わせ先…法テラスサポートダイヤル

0570-078374 (月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00)

お気をつけ下さい！

!! 悪質な商法が横行しています。

震災や原子力発電所事故に乗じた悪質商法にご注意ください。

「復興事業への投資をかたった社債や未公開株式の販売」

「放射性物質の除去効果をうたう浄水器の販売」

「行政からの全額補助をかたった太陽光発電システムの高額取付」

「屋根や住宅設備の点検と称して高額の修理点検代を請求する」

「当面の生活費を借りるために返済保証金を入金したが貸し出しが行われない」

「被災した屋根の修理で法外な値段を請求される」

など、さまざまな手口があります。「怪しい」と思ったらすぐに契約をせずに下記までご相談ください。

■お問い合わせ先

〈警察総合相談電話〉#9110 ※携帯電話からもご利用いただけます。

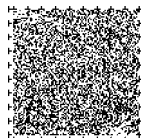
〈(独)国民生活センター 震災に関連する悪質商法110番〉

☎0120-214-888 ※無料

対象地域：岩手県、宮城県、福島県(月～日 10:00～16:00 祝日含む)

!! 税務職員を装った不審な電話にご注意ください。

「還付金があるのでATMへ」など、税務職員を装った不審な電話にご注意ください。税務署は還付金受取のためにATM操作を求めたり、金融機関の口座を指定して国税の振込を求めたりすることはありません。



心と身体 の健康のこと

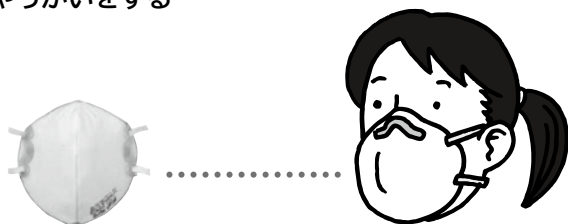
みなさまの生命と心身の健康を守るために、
さまざまな支援や制度が用意されています。

粉じんを吸い込まないように注意してください

気温上昇にともない、壊れたコンクリートや断熱材を用いた壁などの粉じんが大気中へ舞ったり、土砂などが乾燥して細かい粒子となったりします。これら粉じんなどを吸い込まないように、防じん用のマスクを着用し、こまめに手洗いやうがいなども行ってください。

粉じんから、あなたの身を守るために

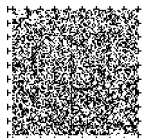
- 建物などの解体作業現場には、できるだけ近づかない
- 粉じんが存在する場所に行く場合、がれきの撤去作業などを行う場合には「防じんマスク」を着用する
- こまめに手洗いやうがいをする



※防じんマスクは、しっかりと顔に装着して使用しましょう

新 屋内・外に関わらず、暑い日の水分や塩分の補給を心がけてください

熱中症は気温などだけではなく、湿度が高い・風が弱い日や、体が暑さに慣れていないときは注意が必要です。こまめに水分や塩分(スポーツドリンクなど)を、補給してください。特に高齢者の方は、温度に対する感覚が弱くなるため、屋内(仮設住宅・避難所など)でも熱中症になることがあります。



新 暑い季節になってきました。食中毒に気をつけましょう

気温が高くなってくると、食べ物が腐りやすく、食中毒が起きやすくなります。抵抗力が弱い方は命に関わることもありますので、しっかり防ぐことがたいせつです。

食中毒を防ぐために、調理・配付・食事で気をつけたい、5つのポイント！

- ① 調理や配付、食事の前には、できるだけ石鹸で手を洗う。
- ② 調理を行う際、食材を火や熱湯で十分に加熱する。
野菜などを生で食べる場合には、よく洗う。
- ③ 避難所などでは、出された食事はできるだけ早く食べ、残った場合でも、保管をしない。
- ④ 下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付を行わない。
- ⑤ 調理を行う台所や食器などを、可能な限り清潔に保つ。

新 毎日の軽い運動を心がけてください

過去の震災などの経験からも、特に高齢の方の場合、避難生活が長引くにつれ、運動不足が足腰の関節や筋肉の衰えを招き、転倒や骨折を引き起こし、寝たきりや介護が必要になることが心配されます。1日10分程度の運動をすることを心がけてください。狭い場所でも高齢の方が簡単にできる効果的な体操として、「開眼片足立ち」や「軽い屈伸運動」などがあります。

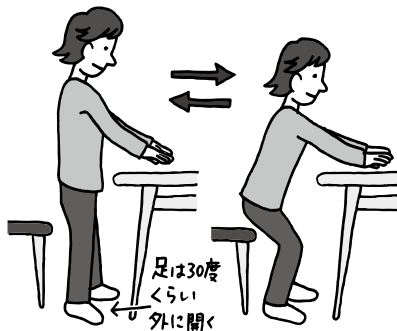
●開眼片足立ち



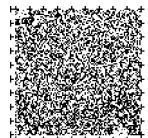
軽く片脚を上げて立ちます。
左右1分間ずつ、
1日3回行いましょう。

●軽い屈伸運動

膝を軽く曲げ屈伸運動をしてください。
※安全のためにいすやソファの前で行いましょう。



深呼吸するペースで
5～6回繰り返します。
1日に3回行いましょう。



心と身体 の健康のこと

ショックなことを体験した後、私たちの心と身体には、さまざまな変化が起こります。

新 被災された方の心の健康を守るためには、コミュニケーションが不可欠です

誰でも、被災した後には、心と身体にさまざまな変化が起こります。

- 不安や心配になる… ● 誰とも話す気にならない…
- あの時の光景が繰り返し浮かぶ… ● 眠れない… など

これは日常とかけ離れた大変な出来事に対する正常な反応です。

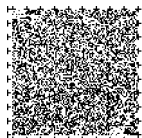
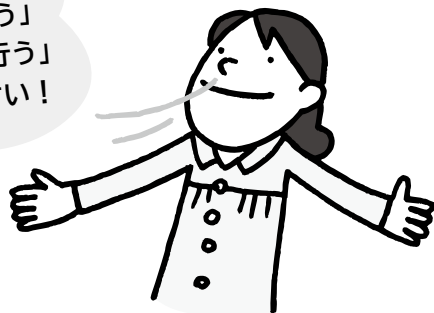
多くの症状は時間がたつと自然に回復します。

眠れなくても、横になるだけで休むことができます。どうしても不安や心配が消えないときは、無理をせずに、身近な人や専門家に相談をしましょう。

心の健康を守るための対処方法

- ① 休息をとりましょう
- ② 食事や水分を十分にとりましょう
- ③ お酒やカフェイン(コーヒー、緑茶、紅茶など)の取り過ぎに注意しましょう
- ④ 心配や不安を一人で抱えずに、周りの人と分かち合しましょう
- ⑤ お互いに声をかけましょう

不安をやわらげる呼吸法として、「6秒で大きく吐き、6秒で軽く吸う」という呼吸を、「朝と夕に5分ずつ行う」方法もあります。試してみてください!



出典:「ほっと安心手帳」(内閣府)

<http://www8.cao.go.jp/souki/koho/anshintetyo.html>

監修:独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

一人で悩まず、不安や悩みを相談してください

被災による不安や悩みを受け止める相談窓口を設けています。

■お問い合わせ先

〈こころの健康相談〉

岩手県 災害時ストレス健康相談受付窓口

019-629-9617 (月～日 9:00～17:00 祝日含む)

宮城県 こころの健康相談電話(ホットライン): 精神保健福祉センター

0229-23-3703 (月～日 6:00～9:00 祝日含む)

0229-23-0302 (月～日 9:00～17:00 祝日含む)

0229-23-3703 (月～日 17:00～2:00 祝日含む)

仙台市 電話相談専用回線「はあとライン」

022-265-2229 (月～金 10:00～12:00、13:00～16:00 祝日除く)

夜間電話相談「ナイトライン」

022-217-2279 (月～金 18:00～22:00 祝日含む)

福島県 こころの健康相談ダイヤル

0570-064-556 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

〈いのちの電話〉

研修を受講して認定を受けたボランティアが対応します。

岩手県 社会福祉法人盛岡いのちの電話

019-654-7575 (月～土 12:00～21:00 日 12:00～18:00)

宮城県 社会福祉法人仙台いのちの電話 **022-718-4343** (月～日 24時間 祝日含む)

福島県 社会福祉法人福島いのちの電話 **024-536-4343**

(月～日 10:00～22:00 祝日含む)

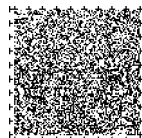
〈産業保健推進センター〉

「心の電話相談」 ☎ **0120-226-272** ※無料

(月～金 9:00～12:00、13:00～17:00)

「健康電話相談」 ☎ **0120-765-551** ※無料

(月～金 13:00～17:00)



〈みんなの人権110番 全国共通人権相談ダイヤル〉

0570-003-110 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)

心と身体の健康のこと

新 子どものストレス反応を受けとめてあげてください

災害を経験した子どもたちの多くは、心と身体にストレス反応が見られます。しかし、身体や心の変化は、正常な反応です。周囲の大人たちが落ち着いて受けとめてあげてください。ほとんどの場合、時間とともに回復します。

子どもに現れやすいストレス反応

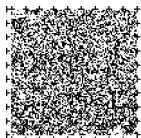
- 赤ちゃんがえりをする
- 甘えが強くなる
- わがままを言う／ぐずを言う
- 災害体験を遊びとして繰り返す
- 反抗的になったり、乱暴になったりする

子どもと接する時のポイント！

- 一緒にいる時間を増やしましょう
- 子どもが話をすることは、否定せずに聞いてあげましょう
- ただし、話したくないときには無理に聞き出さないようにしましょう
- 家族の方は、抱きしめるなどのスキンシップを増やしましょう
- 災害体験を遊びとして繰り返すことは、本人が落ち着いていくプロセスです。無理にとめないようにしましょう

チャイルドラインは4つの約束を
まもるよ。安心して電話してね。

1. ヒミツはまもるよ
2. 名まえは言わなくてもいい
3. どんなことでも、いっしょに考える
4. イヤになったら、切っていい



■お問い合わせ先

被災した子どもたちの心の悩みや不安についてご相談ください。たとえば、人間関係や将来への不安、進学や震災孤児についてなど、子どもたちを受け止める相談窓口を設けています。

〈チャイルドライン〉

研修を受けたボランティアが対応します。

☎0120-99-7777 ※無料

(月～土 16:00～21:00) ※18歳までの子ども専用電話

〈児童相談所〉全国共通ダイヤル

0570-064-000 もしくは最寄りの児童相談所へ

〈子どもの人権110番(法務局・地方務局)〉

☎0120-007-110 ※無料

※子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

新 介護・介助が必要な方は、利用者負担を支払う必要はありません

被災地にお住まいで生活にお困りの介護・介助が必要な方は、医療機関や介護施設、介護事業所などにお申し出いただければ、診療代や介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。また、介護施設などの食費や居住費なども減免されます。他の市町村に避難された方も同様です。

※7月1日からは原則として免除証明書などの提示が必要になります。

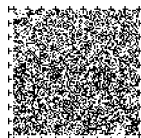
■お問い合わせ先…ご加入の保険者(健康保険組合や協会けんぽ、市区町村など)

新 要介護認定を受けていない人なども、介護・介助サービスを利用できます

まだ要介護認定を受けていない人や、認定の有効期限を過ぎている人でも、サービスを利用できます。また、認定を受けてはいるものの、保険証をなくしてしまった場合も、介護事業所などに「名前」「生年月日」「住所」をお伝えいただければサービスを利用できます。

※7月1日からは原則として保険証の提示が必要になります。

■お問い合わせ先…ご加入の保険者(健康保険組合や協会けんぽ、市区町村など)



心と身体の健康のこと

目や耳の不自由な方のご家族や周りのみなさまの相談窓口があります

目や耳が不自由な方に対応することが必要なご家族や周りの方に、相談窓口が開設されています。目の不自由な方の移動・食事時の支援や、耳の不自由な方への情報の伝え方についてなどのご相談をお受けしています。

■お問い合わせ先

〈目の不自由な方〉

東日本大震災視覚障害者支援対策本部

本 部 090-1704-0874 (終日)

岩手県、宮城県、福島県 090-1704-0437 (終日)

〈耳の不自由な方〉

東日本大震災聴覚障害者救済中央本部

本 部 03-3268-8847 (月～金 9:00～18:00 祝日含む)

FAX 03-3267-3445

岩手県 019-601-2710 (月～金 10:00～16:00)

FAX 019-601-2710

宮城県 022-293-5531 (月～日 9:00～18:00 祝日含む)

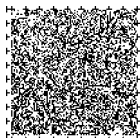
FAX 022-293-5532

福島県 024-522-0681 (月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:00)

FAX 024-522-0681

発達障害のある方のご家族や周りのみなさまへ

発達障害のある方は、日常生活の変化が苦手、感覚の刺激に想像以上に敏感といった特性から、避難所での指示が理解できなかつたり、大勢の人がいる環境が苦痛になつたりすることがあります。こうした特性に配慮した、ご家族や周りのみなさまの理解と支援が必要です。



■お問い合わせ先…発達障害者支援センター

岩手県 019-601-2115 (月～金 9:00～17:00)

宮城県 022-376-5306 (月～木、土 9:00～16:30)

仙台市 022-375-0110 (月～金 8:30～17:00)

福島県 024-951-0352 (月～金 8:30～17:00)

障害のある方、そのご家族の方へ

障害者自立支援法に基づく障害のある方への福祉サービスや自立支援医療などが、震災以前と同様に受けられるよう、次のようにルールを弾力的に運用しています。

- これまでサービスを受けられていた方は、受給者証なしでサービスを受けられます。
- 今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受取をすることが可能です。
- 利用者負担の免除または支払の猶予を受けられます。
- 震災後に支給決定の有効期間が切れたとしてもサービスを利用することができます。
- 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続きで受けすることができます。

■お問い合わせ先

岩手県	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	019-629-5447
宮城県	宮城県保健福祉部障害福祉課	022-211-2539
仙台市	仙台市健康福祉局障害企画課	022-214-8163
	仙台市健康福祉局障害者支援課(自立支援医療)	022-214-6135
福島県	福島県保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170

福祉用具でお困りの方はご相談ください

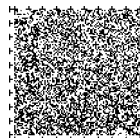
障害者や高齢者の方々に、「使っていた車椅子が身体に合わない」「使っている義足の調子が悪い」「杖が曲がってしまった」など、使用している福祉用具(補装具や日常生活用具など)でお困りのことがありましたら、ご連絡ください。専門のスタッフが、フィッティングや申請手続きなどの相談支援に伺います。

■お問い合わせ先…障害者等福祉用具支援本部

TEL 03-3811-0697

FAX 03-3814-5250

(月～金 8:30～17:00)



女性のお悩みのこと

新 お悩みを持つ女性の方は、ご相談ください

震災により生じた生活上の悩みや避難所・仮設住宅生活での不便など、ご相談ください。以下の相談窓口で経験豊富な女性相談員が対応します。

■お問い合わせ先

〈女性の悩み全般：県などの女性相談窓口〉

岩手県 **019-606-1762** (月～日 9:00～16:00 火、金は20:00まで)


宮城県 **022-211-2570** (月～金 8:30～16:45)

仙台市 **022-224-8702** (月～土 9:00～15:30 祝日除く)

福島県 **024-522-1010** (月～日 9:00～21:00 祝日除く)

※福島県では各市町村の保健福祉事務所でもご相談に応じています。(平日 8:30～17:15)

〈女性の心のケア ホットライン・いわて〉

 **0120-240-261** ※無料 (10:00～17:00 土日祝含む)

実施期間 平成23年5月10日(火)～11月10日(木)

※内閣府、岩手県、盛岡市、(社)日本助産師会岩手県支部、岩手生活協同組合、NPO法人参画プランニング・いわて(もりおか女性センター)が協力して実施しています。

※他の都道府県の男女共同参画センターなどにおいても女性の悩み相談に応じています。

〈配偶者からの暴力：DV相談ナビ〉 **0570-0-55210**

(24時間対応、ナビダイヤル ※ご希望により相談窓口にて電話をおつなぎします)

※性犯罪の被害や捜査に関するご相談は警察までお問い合わせください。

〈女性の人権ホットライン 全国共通ナビダイヤル(法務局・地方法務局)〉

0570-070-810 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)

インターネット人権相談受付窓口では、24時間365日

相談を受け付けており、携帯電話からも利用することができます。

<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

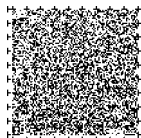


気をつけましょう 女性の視点やニーズに配慮し、生活しやすい環境を作りましょう

避難所や仮設住宅に、女性専用スペースがあることで、女性同士が生活面の情報交換をしたり、不安を語り合い、肩ひじ張らない相談ができる場が作れます。

内閣府男女共同参画局では、避難所における「女性や子育てに配慮した設計」や「女性のニーズを反映した運営の工夫」などの好事例をまとめていますので参考にしてください。

http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_13.pdf



子どものこと

新 子どもたちの心のケアについてご相談ください

被災した子どもたちの心の悩みや不安についてご相談ください。

■チャイルドライン→P12参照 ■いのちの電話→P11参照

この他にも、電話での相談窓口や子どもたちの心のケアに役立つ資料を以下の文部科学省ホームページ「こころの窓口」にて多数掲載しています。学校の先生方、保護者の方々もぜひご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1303886.htm

新 学習などの支援の提案をマッチングするサイトがあります

文部科学省では、被災者からの「支援の要請」と全国からの「支援の提案」のマッチングを図る「東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト」を開設しています。

<http://manabishien.mext.go.jp/>

※インターネットに接続できない方のための専用相談ダイヤルも設けています。

080-2071-1688/1689 (月～日 10:00～18:00 祝日含む ※当面の間)

教育委員会、学校などの要望が、170件以上
マッチングしています。(6月6日現在)

- スクールバス
- 分度器、算数セット、辞書など
- 運動靴、Tシャツ、革靴 他多数

※支援の要請は携帯電話
からも登録できます。

スマートフォン向け スマートフォン以外向け



機種によっては正常に
動作しない場合があります。

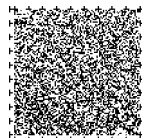
新 保育料・授業料の減免など多くの支援があります

就学などが困難となった「幼児の保育料・入園料の軽減」「児童生徒の学用品費、通学費などの支給」「高校生の奨学金」「特別支援学校などの児童生徒などに対する就学奨励」「私立学校の授業料減免」「私立専修学校、各種学校の生徒に対する授業料などの減免」などの事業支援を行っています。

■お問い合わせ先…各市町村・都道府県または各学校

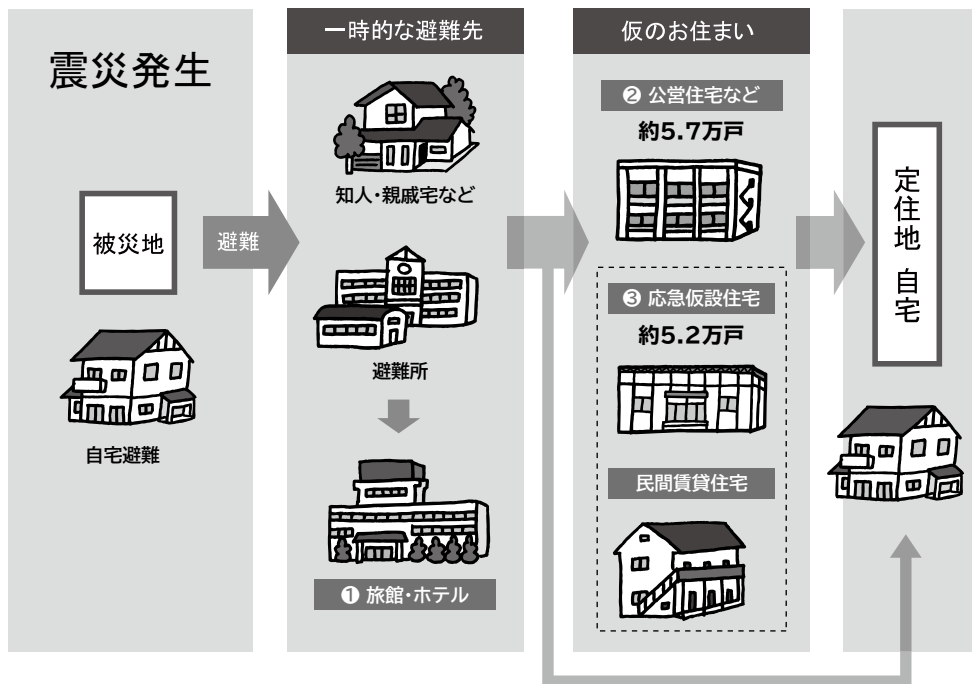
また、「被災により家計が急変した学生・生徒に、無利子の奨学金の貸与」「大学、短大、高専の授業料などの減額・免除」の支援を行っています。

■お問い合わせ先…在学する学校の授業料・奨学金担当部署



住まいのこと

新 定住地を得るまでの支援や制度



① 旅館・ホテル

自治体が避難所として指定した旅館・ホテルについては、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間、宿泊することが可能です。2泊3日などのショートステイの場合も、無料で活用できます。

■お問い合わせ先…各市町村役場

② 公営住宅・国家公務員宿舎など

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、半年～2年間程度無料で入居可能です。現在約5万7千戸をご用意しております（6月6日時点の入居済または入居者決定戸数は11,851戸）。

※食費、光熱水費は自己負担となります。

■お問い合わせ先…被災者向け公営住宅等情報センター

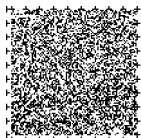
☎0120-297-722 ※無料（月～金 9:00～18:00）

③ 応急仮設住宅

応急仮設住宅については、無料で入居可能で、岩手・宮城・福島で約5万2千戸（各県の調査による5月19日時点の数値。民間賃貸住宅を除く）をご用意する予定で、6月8日時点の入居済または入居者決定戸数は27,316戸です。また、みなさまが個人として独自にアパートなどを賃借した場合、申請して一定基準を満たせば、後日、県が応急仮設住宅として借り上げる手続きを取り、家賃は無料となります。民間賃貸住宅への6月1日時点の入居済または入居者決定戸数は15,936戸です。

※食費、光熱水費は自己負担となります。 ※住宅の応急修理との併用はできません。

■お問い合わせ先…各市町村役場



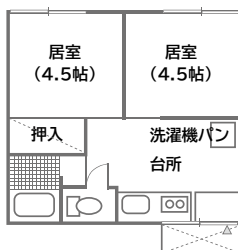
新 仮設住宅の入居期間の延長が可能になりました

建築工事の完了から最長で2年3カ月とされている仮設住宅への入居期間について、県などの判断で、1年ごとに何度でも延長できるようになりました。

定住地を得るまでの支援の比較

	① 旅館・ホテル	② 公営住宅・ 国家公務員宿舎など	③ 応急仮設住宅	県が借り上げた 民間賃貸住宅
家賃	無料	無料	無料	無料
食費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
光熱費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
期間	数週間程度	半年～2年間	2年3カ月 ※1年ごとに何度でも延長が可能	2年以内

応急仮設住宅の標準的な間取りイメージ



仮設住宅に関する情報サイト

仮設住宅の着工・完成状況や完成の見通し、岩手県、宮城県、福島県の入居募集状況、設置予定場所や時期について、各県ホームページにリンクして、情報が入手できます。

http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_top.html

ご存知ですか❗ 不動産に関する無料相談ができます

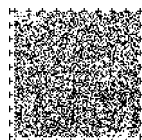
被災されたみなさまや、不動産業者のみなさまからの相談に、実務経験豊富な相談員が応じる「不動産相談ホットライン」を開設しました。土地・建物の権利や不動産取引のことなど、不動産に関する幅広いご相談に無料で対応します。

■お問い合わせ先…不動産相談ホットライン

☎0120-913-241 ※無料（財団法人不動産流通近代化センター）

（月～金 10:00～17:00 祝日除く）

実施期間：5月23日（月）からおおむね2カ月



住まいのこと

自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります

災害復興住宅融資

被災されたご自宅の補修・再建資金について、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資の金利を引下げています(補修の場合は当初5年間1%、建設・購入の場合は当初5年間0%など)。住宅に被害がなく、宅地のみに被害が生じた方むけの融資制度も新たに設けました。(平成27年度末まで)

■お問い合わせ先…住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)

☎0120-086-353 ※無料(月~日 9:00~17:00 祝日除く)



住宅金融支援機構
携帯サイト

被災住宅の無料診断など

被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けております。まずは「住まいるダイヤル」までお電話ください。

■お問い合わせ先…国土交通大臣指定住宅相談窓口

「住まいるダイヤル」(被災地専用フリーダイヤル)

☎0120-330-712 ※無料(月~土 10:00~17:00 祝日除く)

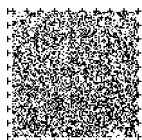
応急修理

住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住居の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理について、市町村が52万円まで費用を負担します。事前に各市町村にお申し込みください。

■お問い合わせ先…各市町村役場

既存の住宅ローンについて

金融庁は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更などの申込に対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ホームページおよび携帯サイトに掲載しております。



■お問い合わせ先

金融機関の電話相談窓口、もしくは、
金融庁ホームページ東日本大震災関連情報
[http://www.fsa.go.jp/ordinary/
earthquake201103.html](http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html)



金融庁携帯サイト

おかねのこと

新 I. 住宅に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給します

災害により住んでいる家が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。具体的なご相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

● 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

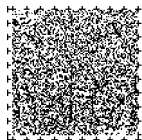
加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。
※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

申請手続きに必要な書類が簡素化されています

- 災害証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です



新 II. 災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します

1 災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族(配偶者、子、父母、孫および祖父母)に、弔慰金を支給します。

- 生計維持者が死亡された場合は**500万円**
 - 生計維持者以外の方が死亡された場合は**250万円**
- お問い合わせ先…被災の際に居住していた市町村役場

2 災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給します。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は**250万円**
 - 生計維持者以外の方が重度の障害を受けた場合は**125万円**
- お問い合わせ先…被災の際に居住していた市町村役場

新 III. 災害援護資金などが無利子で借り入れできます

3 災害援護資金貸付

- 災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて**最高350万円を無利子**^{※1}でお借りいただけます。償還期間は13年^{※2}です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5%

※2 当初6年(特別な場合は8年)は無利子で償還は不要です

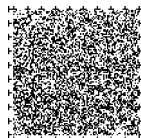
- お問い合わせ先…被災の際に居住していた市町村役場

4 生活復興支援資金貸付

被災された低所得世帯の方は、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する「生活復興支援資金」を無利子でお借りいただけます。

- 一時生活支援費(当面の生活費):**最高20万円**
- 生活再建費
(住居の移転費、家具などの購入に必要な費用):**最高80万円**
- 住宅補修費(住宅の補修などに必要な費用):**最高250万円**

- お問い合わせ先…各都道府県・市町村の社会福祉協議会



おかねのこと

新 保険料などの支払いについて

医療や年金の保険料の納付

保険料の納付が困難な場合は、医療保険料、年金保険料、介護保険料の納付猶予や減免を行っています。

■お問い合わせ先…国民年金→市町村役場または年金事務所／健康保険・厚生年金保険→年金事務所／国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険→市町村役場

※最寄りの年金事務所は、こちらでご確認いただけます。

「被災者専用フリーダイヤル」 ☎0120-707-118 ※無料

050番号のIP電話からは 03-6700-1131

(月～金 9:00～17:00 祝日除く 開設期間は平成23年9月30日(金)まで)

健康保険証の紛失時の医療・介護保険サービス

氏名、生年月日などを申し出ただけであれば、治療や介護保険サービスが受けられます。

※7月1日からは原則として健康保険証の提示が必要になります。

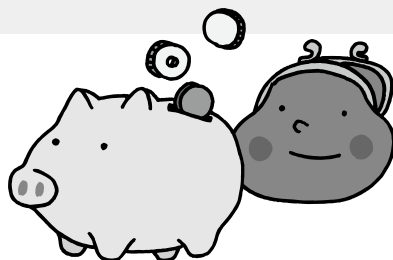
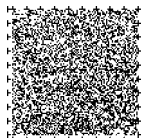
被災された方で生活にお困りの方は、医療機関や介護施設、介護事業所などに申し出ただけであれば、診察代や介護保険サービスの利用者負担などを支払う必要はありません。また、介護施設などの食費や居住費なども減免されます。

※7月1日からは原則として免除証明書などの提示が必要になります。

健康保険証や免除証明書を取得される場合は、ご加入の保険者(健康保険組合や協会けんぽ、市区町村など)に申請をお願いします。

ご存知ですか？ 年金受給に必要な現況届などの提出期限が延長されています。

被災されたために「現況届・生計維持確認届・障害状態確認届」などの書類を誕生月の末日までに提出できていない方も、年金を受け取ることができます。書類の提出期限は7月31日まで延長されています。



金融機関の手続きについて

通帳やカードをなくした方

口頭で本人確認ができれば預金の払戻しを行っています。
通帳やカードの再発行も受け付けています。



金融庁携帯サイト

■お問い合わせ先

金融機関の電話相談窓口、もしくは、金融庁ホームページ東日本大震災関連情報
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>

お取引金融機関以外の金融機関でも、通帳・カードがなくても預金の払戻しを取り扱っている場合があります。

■お問い合わせ先… 全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会 各金融機関のホームページ

全国銀行協会では、震災で亡くなられた方や行方不明の方の銀行などの預金口座について、ご遺族やご親戚が預金口座を一括して照会できる窓口を設置しています。

■お問い合わせ先… 全国銀行協会(被災者預金口座照会センター)

☎0120-751557 ※無料 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

生命保険や損害保険の保険証券などを紛失した方

保険会社では、生命保険や損害保険の保険証券や本人確認書類などをなくしてしまっても、簡単な手続きですぐに保険金のお支払いに応じるなど、みなさまの状況に応じて柔軟な対応を行っています。

なお、どの保険会社と契約したかわからない場合については、生命保険協会、損害保険協会、もしくは最寄りの保険会社にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

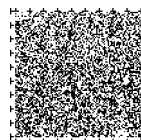
生命保険協会(災害地域生保契約照会センター)

☎0120-001731 ※無料

損害保険協会(地震保険契約会社照会センター)

☎0120-501331 ※無料

(月～金 9:00～17:00 祝日除く)



税金のこと

新 被災された方の税金を減額・免除する特例法が施行されています

申告・納付などの延長

岩手、宮城、福島 of 各県を納税地とするみなさまは、すべての国税の申告・納付などの期限が延長されています。また、地方税についても、市町村や県ごとの判断により、条例に基づいて期限を延長しています。

■お問い合わせ先…お住まいの市町村・県

所得税・住民税について

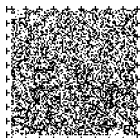
- 住宅や家財などに損害を受けた方は、平成22年分または23年分のいずれかを選択して、所得税法の「雑損控除」または「災害減免法」による所得税の軽減・免除を受けられます。また、住民税も「雑損控除」による軽減を受けられます。所得税と住民税の雑損控除は、最長5年間繰り越すことができます。
- 納税の猶予(納期限から1年以内)や予定納税額の減額を申請することができます。
※免除や還付を受けるためには、確定申告などの手続きが必要です。

住宅ローン減税について

被災して住めなくなった住宅も、引き続き所得税、住民税の住宅ローン控除の適用を受けられます。

財形住宅・年金貯蓄について

被災により財形住宅(年金)貯蓄の払出しを受ける場合、税務署の確認・交付を受けた書面を金融機関に提出することで、利子などが非課税となります。

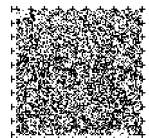
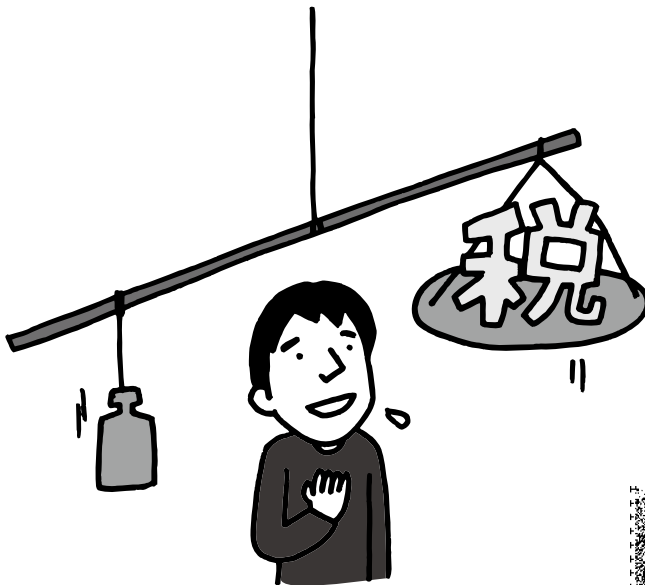


固定資産税・都市計画税について

- 津波により甚大な被害を受けた地域として市町村長が指定した地域の土地や家屋は、個別の納税者からの申請がなくても、平成23年度の固定資産税・都市計画税が課税されません。
- 被災した住宅の敷地は、10年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

被災代替家屋・土地を取得する場合の不動産取得税、固定資産税について

- 平成33年3月31日までに被災家屋に替わる家屋を取得する場合、被災家屋の床面積相当分は不動産取得税が課税されません。また、固定資産税は取得後4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます。
- 平成33年3月31日までに被災代替家屋用に土地を取得する場合、従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。また、取得後3年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。



税金のこと

個人事業者の方

所得税・住民税などについて

- 被災による棚卸資産、事業用資産などの損失額を平成22年分事業所得などの必要経費に算入できます。
- 被災による純損失額について、最長5年間繰り越すことができます。
- 平成28年3月31日までに、被災した建物、機械装置などの代替資産を取得した場合などには特別償却ができます。
- 平成28年3月31日までに、被災区域内の土地、建物などを譲渡して国内の土地などを取得する場合や、被災区域外(国内)の土地、建物などを譲渡して被災区域内にある土地などを取得する場合は、所得税・住民税の課税を繰り延べることができます。

消費税について

被災した事業者の方には、消費税課税事業者選択届出書などの提出時期について、特例が設けられています。

■お問い合わせ先

所得税、消費税、相続税、贈与税などの国税について

…所轄の税務署または避難所などの最寄りの税務署

(月～金 8:30～17:00 祝日、12月29日～1月3日を除く)

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

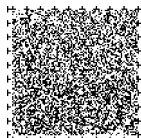
※最寄りの税務署は、こちらでご確認いただけます。

<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

〈税に関する専用窓口のご案内〉仙台、関東信越、東京の各国税局の電話相談は東日本大震災用番号(税務署に電話をかけ「0番」を選択)を設け、担当の職員がお問い合わせや相談などに対応しています。

住民税、固定資産税・都市計画税について…お住まいの市町村

個人事業税、不動産取得税…お住まいの都道府県



自動車被災された方

自動車が、「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流された」などにより使えなくなり、永久抹消登録などの手続きを行った場合、自動車重量税が還付されます。運輸支局、軽自動車検査協会にて、平成25年3月31日までに還付申請を行ってください。

また、このような自動車には、自動車税・軽自動車税も課せられません。

震災以降に自動車を買換えた方

被災した自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日の間に買換えた場合、自動車取得税が課せられません。買換えた自動車の主たる定置場(駐車場など)が所在する都道府県に申請を行ってください。また、この場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税も課せられません。

※既に自動車取得税を納めた方は、還付を受けることができます。自動車の主たる定置場(駐車場など)が所在する都道府県にご相談ください。

■お問い合わせ先…自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得税・自動車税) 自動車の主たる定置場が所在する市町村(軽自動車税)

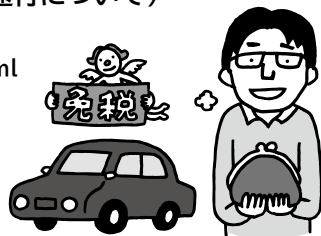
被災した自動車を平成23年3月11日から平成26年4月30日の間に買換えた場合、最初の車検の際に課される自動車重量税が免除されます。車検の際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出てください。

※既に自動車重量税を納めた方は、還付を受けることができます。車検証の交付を受けた運輸支局または軽自動車検査協会にてお手続きの後、税務署に書類を提出する必要があります。

■お問い合わせ先…運輸支局または軽自動車検査協会 お近くの税務署(自動車重量税の還付について)

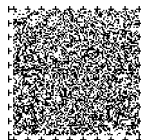
※最寄りの運輸支局は、こちらでご確認いただけます。

http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/unyu_jinji/map.html



税金については、「税制支援ハンドブック」を官邸災害対策ページで掲載しています。「自動車」だけではなく、「税の減額・免除・還付」「住宅・家財」「事業用資産」などに関する税金のことを、わかりやすく説明しています。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>



車のこと

新 車庫証明について

自動車を保有する際に必要な自動車保管場所証明(車庫証明)について、津波の影響などにより車庫が設定できないような場合は、従来の住居地などを車庫として申請することが可能です。また、申請手続の簡素化などの措置もあります。

■お問い合わせ先…最寄りの警察署

新 車の廃車手続きなどについて

流出・損壊・行方不明などの被災自動車の廃車手続き(永久抹消登録)

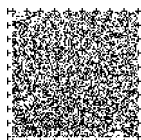
通常の永久抹消登録手続きの際に必要な書類など(申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑登録証明書、所有者の実印およびり災証明書)が準備できない場合は、次の特例的取扱いを行っています。

- 申請者からの情報、納税証明書などにより自動車登録番号または車台番号のいずれかがわかり、自動車を特定できれば、申請書を受理します。
- 印鑑登録証明書が取得困難な場合や実印を紛失された場合、所有者の署名および本人確認書面(免許証など)の提示で、申請書を受理します。
- 申請人の申立書をもってり災証明書に代えます。

※なお、ナンバープレートおよび自動車検査証をお持ちの方は手続きの際、持参ください。

自賠償保険料返還について

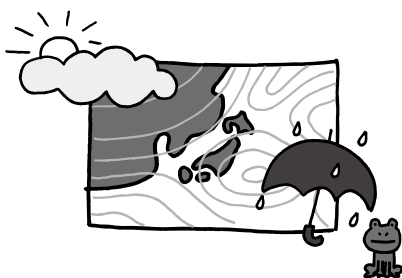
- 被災自動車に係る自賠償保険料は、保険証明書など関係書類が失われていても、り災届出受理証明書などを取り寄せた上で、保険会社に保険解約の手続きをしていただければ、震災の日にかかのぼって日割りで返還されます。くわしくは損害保険会社にご相談ください。
- 加入した損害保険会社かわからない場合は、手続きした整備工場や販売店などへご相談ください。



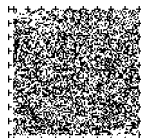
メモ

新 被災地 向けの 気象 情報 を 提供 して います

被災地の天気や予想雨量、週間天気予報、潮位情報などきめ細かな気象情報を市町村ごとに提供しています。被災地では、普段とは異なった生活を強いられることから、健康管理などに留意いただくために、気温や雨などに関する気象情報を利用してください。



<http://www.jma.go.jp/jma/menu/jishin-portal.html#a>



しごとのこと



日本はひとつ
しごとプロジェクト

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

みなさまの雇用を創造する事業がはじまっています

被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みをはじめています。

被災された方々を都道府県または市町村が**臨時職員**などとして直接雇用し、または、NPO、企業などに委託して、以下のような事業を実施しています(この事業による求人は、順次ハローワークなどで募集されることになります)。

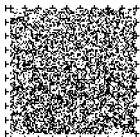
NPOや企業に委託している場合は、被災された方はNPO、企業などに雇用されることとなります。

—お仕事の一例

- がれきの仕分けや流失した漁具の収集
- 避難所のパトロールや清掃
- 証明書の発行や義援金の給付など、市町村役場の事務補助作業
- 避難所や仮設住宅における高齢者の見守りや保健医療サービスの提供
- 子どもの一時預かりや子育て支援
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽

■お問い合わせ先…お近くのハローワーク

※NPO、企業などの方は、都道府県労働主管部局の各担当窓口



新 仕事探しや、職業訓練を支援しています

お住まいの地域以外の都道府県などで求職活動を行い、職業訓練を受けることができるように、交通費や宿泊料のほか、訓練を受講した場合の手当を受け取れます。

■お問い合わせ先…お近くのハローワーク

新 賃金不払や労災保険のお悩み相談に乗ります

被災者の方々の震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労災保険給付などの労働条件・労災補償に関する相談・請求や、事業主からの労働保険料の納期限延長などの相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう、被災地域の労働局および労働基準監督署における**相談・事務処理体制を充実**させています。

<例>労働基準監督署に、**緊急相談窓口**や総合労働相談コーナーを設置しています。

また、労災保険に関する社会保険労務士などによる**出張相談**なども行っています。

■お問い合わせ先…お近くのハローワーク

ご存知ですか❗ やむなく休業した場合は雇用保険の特例が受けられます

職場が震災被害を受けたことで、休業や一時的に離職をし、休業手当などの賃金が支払われない方々は、特例的に失業給付を受けることができます。給付日数は離職理由や雇用保険の加入期間により90日から330日までとなっております。

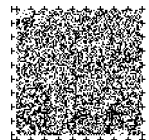
震災特別法の成立に伴い、被災された方については、最大120日*まで延長することが可能となりました。また、手続きに必要な賃金台帳などの確認書類がない場合も、ご本人のお申し出により手続きができます。

※35歳以上60歳未満で雇用保険の被保険者であった期間が20年以上の方(障害者など就職困難な方を除く)は90日

■お問い合わせ先…お近くのハローワーク

経営者・事業主のみなさまに向けて5月12日発行の「事業再建ハンドブック」でさまざまな制度などをご紹介しますので、どうぞご覧ください。ハンドブックはホームページでもご覧いただけます。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>




農業のこと

就労支援や被害に関する相談窓口を設けています

農林水産業の被害に関する相談窓口としてフリーダイヤルを設けています。

■お問い合わせ先…農林水産省

 **0120-355-567** ※無料（月～金 8:30～20:30 土日祝日 8:30～18:15）

全国農業会議所・全国新規就農相談センターでは、被災者のみなさまの希望（都道府県別／住居施設の有無／稲作や酪農といった業務形態 など）にあわせて求人情報を提供し、農業関係職への就労を斡旋しています。

また、東日本大震災の被災者を積極的に採用したい農業法人などを募集した求人情報をホームページでもご紹介しています。

■お問い合わせ先…全国新規就農相談センター

03-6910-1126（月～金 9:30～17:00）



新 農業者年金の加入者・受給者の方々へ

現在、農業者年金に加入されている方で震災または風評被害などで保険料を納付することが困難な方は、保険料の免除（保険料納付期間に算入）が受けられ、いつでも追納することができます。また、加入者・受給者の方が、行方不明の場合であっても、死亡一時金を受給することができます。

※一定の条件がありますのでくわしくはお問い合わせください。

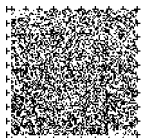
■お問い合わせ先…独立行政法人農業者年金基金

 **0120-962-831** ※無料（平成23年9月30日まで）

TEL 03-3502-3946（保険料関係） **TEL 03-3502-3945**（年金・一時金関係）
（月～金 9:00～17:30）

FAX 03-3502-4155

最寄り、または避難先の農業委員会または農業協同組合でも相談をお受けします。



新 農林年金を一括して一時金で受け取ることができます

農林漁業団体にお勤めであった方のうち、平成14年4月以降から「特例老齢農林年金」を受給している方が、年金払いに代えて一括して一時金(年額の11～17倍程度)で受け取ることができます。

震災発生後、農林年金の一時金払いの請求期限を迎える方については、請求期限が本年8月31日まで延長されます。

請求期限の延長とは？

例① 平成22年4月1日までに「特例老齢農林年金」を受給されていた方の場合

…平成23年3月31日→平成23年8月31日まで延長

例② 平成22年6月9日に「特例老齢農林年金」の受給権が発生した方の場合

…平成23年6月8日→平成23年8月31日まで延長

■お問い合わせ先

農林年金相談センター TEL 03-3219-3123 (月～金 9:00～17:00)

FAX 03-3219-3158

新 農林漁業者の方々に無利子の融資をご用意しています。

被災された農林水産業者の災害復旧や経営再開などのための、実質無利子(最長18年間)、無担保・無保証人での貸付が受けられます。

■お問い合わせ先…日本政策金融公庫、お近くの金融機関(農協、漁協、銀行、信金など)

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル

☎0120-154-505 ※無料(月～金 9:30～19:00 祝日除く)

また、経営の復旧に必要な生産資材の購入などのために無利子で融資が受けられます。

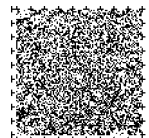
〈例〉種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、薪炭原木、しいたけほだ木、漁業用燃料などの購入資金として250万円、家畜、養殖、漁船の建造・取得資金として600万円、漁具の取得資金として5,000万円を上限に融資が受けられます。

■お問い合わせ先

市町村およびお近くの金融機関(農協、漁協、銀行、信金など)

農林水産省経営局経営政策課

03-6744-2142 (月～金 9:30～19:00 祝日除く)



水産業のこと

水産業の復興を専門家チームが支援します

被災地の水産業者のみなさまと話し合い、復興プロジェクトの策定・実施を支援すべく、専門家チームを現地に派遣しますので、ご相談ください。

- お問い合わせ先…水産庁水産業復興プロジェクト支援チーム
03-6744-0508 (月～金 9:00～19:00)

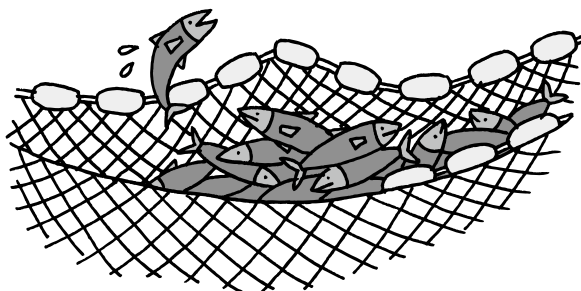
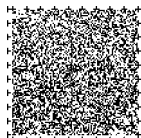
漁業経営の資金を無利子でお貸しします

沿岸漁業改善資金

沿岸漁業者が、漁業経営や操業状況の改善を図るための資金を都道府県が無利子でお貸しします。

- 利用限度額は一漁業者あたり5,000万円ですが、貸付内容(エンジン、漁ろう機器など)により異なります。
- 東日本大震災によって著しい被害を受けた方が借りる場合は、償還期間と据置期間が最大3年延長されます。

- お問い合わせ先…水産庁増殖推進部研究指導課
03-6744-2374 (月～金 9:30～19:00)
岩手県農林水産部団体指導課
019-629-5698 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)
宮城県農振水産部農林水産経営支援課
022-211-2756 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)
福島県農林水産部水産課
024-521-7379 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)



新 被災した小型漁船の修理を支援します

被災した小型漁船約2万隻のうち、簡易な修理で再使用が可能と見込まれる約1千隻について、修理費用の2/3を国と県が補助する「東日本大震災による被災小型船舶の再生支援プロジェクト」がはじまっています。

南三陸町を皮切りに、今後、釜石市、大船渡市、石巻市、東松島市、亶理町など、約10カ所に仮設修理場を設置し小型漁船の再生を支援していきます。

■お問い合わせ先

水産庁増殖推進部研究指導課

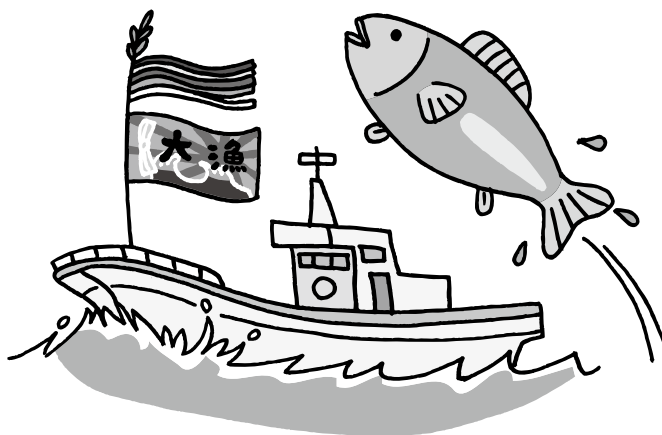
03-6744-2031 (月～金 9:30～19:00 祝日除く)

岩手県漁業協同組合連合会(JF 岩手漁連)指導部

019-626-8082 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)

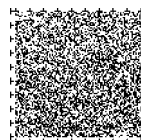
宮城県漁業協同組合(JF 宮城)指導部

0225-21-5744 (月～金 9:00～17:00 祝日除く)



なお、このほかにも農林水産業事業者のみなさまに向けて5月12日発行の「事業再建ハンドブック」でさまざまな制度をご紹介しますので、どうぞご覧ください。ハンドブックはホームページでもご覧いただけます。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>



地上デジタル放送の視聴のこと

岩手、宮城、福島の3県に関しては、アナログ放送の終了を最長で1年間延期します(具体的な延長期間は今後決定します)。また、被災された世帯や、被災を受けた施設・設備に対して、以下の支援を行っています。

新 地デジチューナー支援事業の拡充

平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された区域内において、「半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯」、または「災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯」に、地デジの支援(簡易なチューナー1台の無償給付など)を行っています。

■お問い合わせ先…総務省 地デジチューナー支援実施センター

ナビダイヤル:**0570-033840** ナビダイヤルが利用できない場合:**044-969-5425**

(月～金 9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00)

FAX **044-966-8719**

新 共同受信施設の復旧支援

震災により被害を受けた共同受信施設の地デジ対応に必要な経費を助成しています。

●アパートやマンションなどの共同受信施設の整備経費の1/2を助成
(戸建は対象外です)。

●ビル陰などの受信障害対策共同受信施設の整備経費の2/3を助成

※いずれも、地デジ対応のために必要な部分の経費のみが対象です。

■お問い合わせ先…総務省 テレビ受信者支援センター 助成金相談窓口

ナビダイヤル:**0570-093-724** ナビダイヤルが利用できない場合:**03-5623-3121**

(月～金 9:00～18:00 祝日除く)

新 被災地での「地デジ難視対策衛星放送」の一時利用について

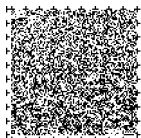
震災の被災地において地上テレビ放送が視聴できない場合には、暫定的に地上デジタル放送の番組を送り届ける「地デジ難視対策衛星放送」を一時的にご利用いただけます。

■お問い合わせ先…地デジ難視対策衛星放送センター

ナビダイヤル:**0570-08-2200**

ナビダイヤルが利用できない場合:**045-345-0522**

(月～金 9:00～21:00 土日祝日 9:00～18:00)



規制緩和のこと

新 みなさまの生活に関係する制度の規制などが緩和されています

被災地のみなさまの生活支援を後押しするため、**100以上の規制緩和が実施**されています。許認可などの有効期間の延長やその他規制緩和の全般については、内閣府までお問い合わせください。

〈主な取組〉以下のそれぞれの有効期間が8月31日まで延長されています。

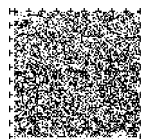
- 運転免許
- 無線局の免許
- 外国人の在留資格に伴う在留期間
- 飲食店営業などの許可
- 薬局の開設の許可
- 介護支援専門員の登録
- 漁業権
- 液化石油ガスの保安業務の認定
- 建設業許可
- 建築士事務所の登録
- 動物取扱業者の登録

■お問い合わせ先

内閣府 行政刷新会議事務局 規制・制度改革担当事務局

03-5501-2809 (月～金 9:30～17:00 祝日除く)

<http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/index.html>



東電福島第一原子力発電所のこと

福島原子力発電所に関する最新情報をお届けしています。

ラジオ番組を放送しています

ラジオ番組「守ります！ 福島～政府原子力被災者生活支援チームQ&A～」

以下の番組で、福島原発に関する不安や、避難・屋内退避されているみなさまの生活支援に関する疑問に、政府原子力被災者支援チームがお答えしています。

ラジオ福島 (月～金 14:20～14:30 ± 17:15～17:25 日 18:20～18:30)

ふくしまFM (月～木 17:10～17:20 金 18:30～18:40 土日 14:55～15:00)

※放送内容は、ラジオ福島(<http://www.rfc.jp>)、ふくしまFM(<http://www.fmf.co.jp/>)のホームページでもご聴取いただけます。

現地対策本部からのニュースレターを発行しています

政府原子力災害現地対策本部が、ニュースレターを発行しています。被災地域で生活されているみなさまに、原発事故に関連するわかりにくい問題をできるだけわかりやすく整理して情報をお届けします。各自治体を通じて避難所などへの掲示をお願いしているほか、以下のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

新 放射線の健康への影響が不安な方はご相談ください

自分が住んでいる地域の放射線量、農水産物・水道水の摂取についてなど、放射線の健康への影響に関する不安について、放射線にくわしい相談員がご相談をお受けしています。

■お問い合わせ先…健康相談ホットライン

☎ 0120-755-199 ※無料 (月～日 9:00～18:00)

新 原子力発電所事故に伴う原子力損害の賠償について

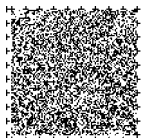
現時点でわかる範囲で被害内容を把握し、可能な限り実際に支出したことを証明する領収書などを保管しておいてください。

■お問い合わせ先…賠償の手続き等 東京電力

☎ 0120-926-404 ※無料 (9:00～21:00)

原子力損害賠償制度等 文部科学省 03-5253-4111 (内線4576)
(月～金 9:30～18:15 祝日除く)

http://www.mext.go.jp/a_menu/ankenkakuho/baisho/1304756.htm



新 事業資金や設備資金などが無利子・無担保で借り入れできます

警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された区域など※に事業所がある中小企業などが、福島県内に移転する場合、3,000万円を限度に無利子・無担保で事業資金を融資いたします。

具体的には、移転先の福島県内で事業を継続・再開し、雇用を維持するための運転資金や設備資金を、据置5年以内、最長20年以内でお借りいただけます。

※4月22日まで屋内退避区域に指定された区域を含みます。

■お問い合わせ先

公益財団法人福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム
024-525-4075 (月～金 8:30～17:15)

新 事業継続を目指した活動を支援しています

警戒区域や計画的避難区域に指定された地域の事業主のみならず、これらの区域外での事業継続を目指し、事業の場所探しや、顧客集めのためのチラシ配りなどの活動を行っている場合、事業の再開前でも、事前の活動をはじめたときにさかのぼって雇用調整助成金の対象となります。

※申請にあたってはさまざまな手続や確認事項などがございますので、必ず最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

■お問い合わせ先…最寄りのハローワーク

新 東京電力の仮払い補償の請求受付を行っています

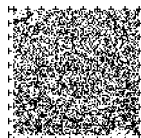
現在、政府指示による避難にかかわる損害への仮払補償金、農林漁業関係者の方々への仮払補償金、中小企業者の方々への仮払補償金のお支払いに関するお申出を東京電力で受け付けております。

くわしくは、東京電力のホームページをご覧ください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihosyou/index-j.html>

■お問い合わせ先…東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

☎0120-926-404 ※無料 (月～日 9:00～21:00)



法律相談のこと

新 法的トラブルでお悩みの方は、お気軽にご相談ください

法テラスでは、借金や労働問題、不動産の所有権・賃貸借問題など震災に起因する法的トラブル全般の解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介を無料で行っています。また、収入などが一定額以下であるなどの条件を満たす方に対し、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを行っています。

さらに、東日本大震災発生後、被災者専用の電話相談や被災地への巡回法律相談など被災者支援のための取組を行っています。

■お問い合わせ先

法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし

0570-078374 ※PHS/IP電話からは03-6745-5600

(月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00)

東日本大震災電話相談

(法テラス、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)

☎0120-366-556 ※無料 (月～金 10:00～15:00)

東日本大震災仙台電話相談 (法テラス、仙台弁護士会、日本弁護士連合会)

☎0120-216-151 ※無料 (月～金 10:00～19:00)

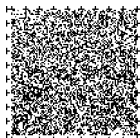
東日本大震災岩手電話相談 (法テラス、岩手弁護士会)

☎0120-755-745 ※無料 (月～土 13:00～16:00)

東日本大震災被災者・避難者支援 司法書士無料電話相談

(法テラス、日本司法書士会連合会、司法書士会)

☎0120-445-528 ※無料 (月～金 10:00～16:00)



法テラスとは

日本司法支援センター(法テラス)は、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目指す司法制度改革の柱として、政府全額出資で設立された公的な法人です。

新 手形や小切手をなくした方でも、支払いを受けることができます

震災で手形や小切手をなくしてしまった場合には、手形・小切手の支払地を管轄する簡易裁判所において、公示催告手続をし、除権決定を得れば、手形や小切手がなくても、除権決定の正本を債務者に提示することでその支払を受けることができます。

■お問い合わせ先…法テラスサポートダイヤル

0570-078374 (月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00)



新 ご存知ですか❗ 不動産や船舶の登録免許税などに特例措置が設けられています

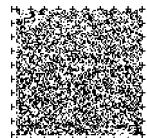
被災した不動産や船舶の登記事項証明書などの交付手数料や、被災した不動産・船舶に代わるものとして取得した不動産や船舶の登記の登録免許税を、免除する特例措置が設けられています。

くわしくは、お近くの法務局にお問い合わせください。

■被災された方の登記についての相談フリーダイヤル

☎0120-227-746 ※無料

(月～金 8:30～17:15 土日祝日 9:00～16:00 ※休日の相談は7月末まで開設予定)



たいせつな行政情報

官邸からの最新情報を毎日お届けしています

首相官邸災害対策ページでは、東日本大震災に関する大切な最新の情報を随時掲載しております。またツイッターにおいても、最新情報などを紹介しています。各避難所などで配布している「壁新聞」「生活再建・事業再建ハンドブック」などとともに、ご活用ください。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/>

首相官邸 Prime Minister of Japan and His Cabinet

東日本大震災への対応 ～首相官邸災害対策ページ～

トップ > 政府の地震情報・生活支援【東日本大震災への対応】

まずご覧ください

■東電福島原発・放射能関連情報は [こちら](#)

●茨城県、神奈川県、千葉県及び栃木県の一部地域で産出される茶並びに福島県の一部地域で産出されるウメに係る出荷制限の設定について

茨城県、神奈川県南足柄市、小田原市、夔川町、真鶴町、湯河原町及び清川村、千葉県野田市、成田市、八街市、富里市、山武市及び大網白里町、栃木県鹿沼市及び大田原市において産出される茶、福島県福島市、伊達市及び桑折町において産出されるウメを対象に、当分の間、出荷制限をお願いしました。詳しくは [こちら](#)

[更新:6/2]

●茨城県及び福島県の一部地域で産出される野菜の出荷制限等の解除について

国の暫定基準値を超える放射性物質が検出されたため、3月21日から出荷制限していた茨城県北茨城市及び高萩市産のホウレンソウについて、その後の検査で3回連続で基準値を下回り、安全性が確認されたので、制限を解除しました。

また、国の暫定基準値を超える放射性物質が検出されたため、①3月21日から出荷制限していた福島県郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野村産のホウレンソウ、カキナ、②3月23日から出荷制限して葉類（ホウレンソウ、カキナを除く）、③3月23日から摂取球形性葉菜類について、その後の検査で3回連続で基準値を下で、各制限を解除しました。詳しくは [こちら](#)



twitter
官邸災害情報Twitter
すべてのTweetを見る

首相官邸

about 6 hours ago

【お知らせ】【海岸林】 今回の震災で津波の勢いを和らげるなどの効果がみられた海岸林。今回の震災を契機に、海岸林の在り方を考えるシンポジウムを林野庁が開催。6/22(水) 13:30-16:15、参加無料、6/15までに申込を⇒ <http://twme.jp/pm/000s>

生活再建・事業再建
ハンドブック
被災された皆さまへの支援情報をまとめた冊子です

被災地のために
日本のために

ラジオ・壁新聞等

震災情報 官邸発
全国のFMラジオで毎日放送 音声配信も実施中
ラジオで毎日放送中。音声を聞く。

被災地直行 壁新聞 国
避難所へ国の生活支援情報をお届けしています
避難所などに掲示中。壁新聞を読む。

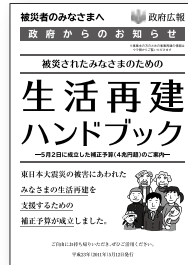
ボランティア活動
への参加をお考えの方へ

福島県双葉郡

な考え方を示した「第二次指針」が、5月31日に開催された



5月12日に発行した、「生活再建・事業再建ハンドブック」をご覧ください。



毎日放送しているラジオ番組「震災情報 官邸発」の放送内容を文字でご覧いただけます。



避難所などで配布している「壁新聞」が、ご覧いただけます。



東日本大震災に関する各種相談

総務省では、被災者のみなさまからの「どのような支援策があるのか知りたい」「どこに相談したらよいかわからない」などの各種相談をお受けしております。

■お問い合わせ先

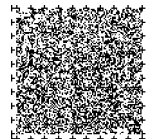
東北管区(宮城県) ☎ 0120-511-556 ※無料

岩手事務所 ☎ 0120-711-815 ※無料

福島事務所 ☎ 0120-815-681 ※無料

(月～日 8:30～17:15 祝日含む)

※ただし、東北管区は17:30まで

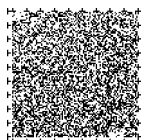


市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など(6月8日現在)

■岩手県

盛岡市	019-651-4111
宮古市	0193-62-2111
大船渡市	0192-27-3111
花巻市	0198-24-2111 (内線301、316、317)
北上市	0197-64-2111 (内線3595、3596)
久慈市	0194-52-2111 (内線611、612)
遠野市	0198-62-2111
一関市	0191-21-2111
陸前高田市	0192-59-2111
釜石市	0193-22-2111
二戸市	0195-23-3111
八幡平市	0195-76-2111
奥州市	0197-24-2111
雫石町	019-692-2111
葛巻町	0195-66-2111
岩手町	0195-62-2111
滝沢村	019-684-2111
紫波町	019-672-2111
矢巾町	019-697-2111
西和賀町	0197-82-2111
金ヶ崎町	0197-42-2111
平泉町	0191-46-2111
藤沢町	0191-63-2111
住田町	0192-46-2111
大槌町	0193-42-2111
山田町	0193-82-3111
岩泉町	0194-22-2111
田野畑村	0194-34-2111



普代村	0194-35-2111
軽米町	0195-46-2111
野田村	0194-78-2111
九戸村	0195-42-2111
洋野町	0194-65-2111
一戸町	0195-33-2111

■宮城県

仙台市	022-261-1111
石巻市	0225-95-1111
塩竈市	022-364-1111
気仙沼市	0226-22-6600
白石市	0224-22-1314
名取市	022-384-2111
角田市	0224-63-2123
多賀城市	022-368-1141
岩沼市	0223-22-1111
登米市	0220-22-2111
栗原市	0228-22-1149
東松島市	0225-82-1111
大崎市	0229-23-2111
蔵王町	0224-33-2211
七ヶ宿町	0224-37-2111
大河原町	0224-53-2111
村田町	0224-83-2111
柴田町	0224-55-2111
川崎町	0224-84-2111
丸森町	0224-72-2111
亘理町	0223-34-1111
山元町	0223-37-1111
松島町	022-354-5701
七ヶ浜町	022-357-2111
利府町	022-767-2111
大和町	022-345-1111
大郷町	022-359-3111
富谷町	022-358-3111
大衡村	022-345-5111
色麻町	0229-65-2111
加美町	0229-63-3111

涌谷町	0229-43-2112
美里町	0229-33-2111
女川町	0225-54-3131
南三陸町	0226-46-2600

■福島県

福島市	024-535-1111
会津若松市	0242-39-1111
郡山市	024-924-7111
いわき市	0246-25-0500
白河市	0248-22-1111
須賀川市	0248-75-1111
喜多方市	0241-24-5221
相馬市	0244-37-2121
二本松市	0243-23-1111
田村市	0247-81-2111
南相馬市	0244-24-5232
伊達市	024-575-1111
本宮市	0243-33-1111
桑折町	024-582-2111
国見町	024-585-2111
川俣町	024-566-2111
大玉村	0243-48-3131
鏡石町	0248-62-2111
天栄村	0248-82-2111
下郷町	0241-69-1122
檜枝岐村	0241-75-2311
只見町	0241-82-5050
南会津町	0241-62-6100
北塩原村	0241-23-3111
西会津町	0241-45-2211
磐梯町	0242-74-1211
猪苗代町	0242-62-2111
会津坂下町	0242-84-1503
湯川村	0241-27-8800
柳津町	0241-42-2112
三島町	0241-48-5511
金山町	0241-54-5111
昭和村	0241-57-2111

会津美里町	0242-55-1122
西郷村	0248-25-1111
泉崎村	0248-53-2111
中島村	0248-52-2111
矢吹町	0248-42-2111
棚倉町	0247-33-2111
矢祭町	0247-46-3131
塙町	0247-43-2111
鮫川村	0247-49-3111
石川町	0247-26-2111
玉川村	0247-57-3101
平田村	0247-55-3111
浅川町	0247-36-4121
古殿町	0247-53-3111
三春町	0247-62-2111
小野町	0247-72-2111
広野町	0246-43-1330・1331
楢葉町	0242-56-2155
いわき出張所	0246-46-2551・2552
富岡町	0120-336-466
川内村	024-946-3375・ 3378・3382・8828
大熊町	0242-26-3844
双葉町	0480-73-6880
浪江町	03-5638-5055
葛尾村	0242-83-0271
新地町	0244-62-2111
飯館村	(平日昼間のみ) 0244-42-1611 (24時間対応) 0244-42-1626

